

平成26年度介護報酬改定 (介護保険サービスに関する消費税率8%への引き上げ時の対応)

第98回社会保障審議会介護給付費分科会にて諮問答申 (H26.1.15)

平成26年1月15日に開催された第98回介護給付費分科会において、介護保険サービスに関する消費税率8%への引き上げ時の対応として、平成26年介護報酬改定の諮問答申が行われました。

この答申を踏まえ、本年4月1日より新たな介護報酬単価で行われることとなります。また、厚生労働省にて代表的なサービス(介護老人福祉施設、通所介護、訪問介護)を例示として、利用者負担額等への影響を示した資料が提示されておりますので情報提供させていただきます。

○介護老人福祉施設の例

(設定)

- ・ 要介護4で所得段階第2段階の利用者
- ・ ユニット型・定員31人以上の施設に入所

◎1か月あたりの費用(食費・居住費+サービス費)

(現行) (改定後)
366,928円 ⇒ 368,448円 (+1,520円)

※うち、利用者負担額 : 51,784円 ⇒ 51,784円

〔 ・15,000円(※) + (1,210×30.4) = 51,784円
※ 高額介護サービスでの1か月の利用者負担第2段階上限額 〕

【ユニット型介護福祉施設サービス費(I)】

(現行) (改定後)
要介護4 : 872単位 / 日 ⇒ 要介護4 : 877単位 / 日

【食費・居住費(※改定後も変更なし)】

- ・ 自己負担額 1,210円 / 日
- ・ 補足給付額 2,140円 / 日

[現行]	[改定後]
・ 872単位/日 × 30.4 × 10円 = 265,088円	・ 877単位/日 × 30.4 × 10円 = 266,608円
・ (1,210円 + 2,140円) × 30.4 = 101,840円	・ (1,210円 + 2,140円) × 30.4 = 101,840円
⇒ 265,088円 + 101,840円 = 366,928円	⇒ 266,608円 + 101,840円 = 368,448円

第98回社保審-介護給付費分科会資料(平成26年介護報酬改定後の単価等)を
全国老施協ホームページに掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034731.html>



全国老施協ニュース

2014.1.15 発行

No.25-03

発行所 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル2階

Tel.03-5211-7700 Fax.03-5211-7705

Mail. js.jimukyoku@roushikyo.or.jp HP. <http://www.roushikyo.or.jp/>

※全会員施設に送付しております。

